

大阪市条例第44号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通勤手当） 第12条　〔略〕 〔2～4　略〕 5　通勤手当は、支給単位期間に係る<u>最初の月</u>（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、<u>その翌月</u>）の市規則で定める日に支給する。 〔6　略〕	（通勤手当） 第12条　〔同左〕 〔2～4　同左〕 5　通勤手当は、支給単位期間に係る<u>最初の月</u>の市規則で定める日に支給する。 〔6　同左〕
備考　表中の〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（令和8年9月30日揭示済）